

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を廃止する条例（令和5年1月25日京都市条例第40号）（行財政局総務部総務課）

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に係る対策に関する事業の実施に必要な資金を積み立てるために設置したものであるが、当該事業の実施に必要な財源に充てるためその全部を処分したことに伴い、これを廃止することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を廃止する条例を公布する。

令和5年12月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第40号

京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例を廃止する条例  
京都市新型コロナウイルス感染症対策支援支え合い基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(行財政局総務部総務課)